176-衆-予算委員会-9 号 平成 22 年 11 月 15 日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

中小企業対策なんですが、菅内閣は、六月十八日、中小企業憲章を閣議決定いたしました。私、 つくられた冊子を持ってきましたけれども、総理に伺いたいんですが、この憲章の意義について、 総理大臣として、どこにあるというふうにお考えでしょうか。端的にお答えください。

○菅内閣総理大臣 言うまでもありませんけれども、中小企業は我が国企業の中で九九・七%を 占め、雇用の七割を占めているわけであります。実は、APECの中でも、他の国からも中小企 業の重要性についてかなり言及がありました。そういった意味で、この中小企業というものをし っかり支えていくことが日本の産業さらに経済をしっかりしたものにしていく、まさに日本経済 を支える屋台骨が中小企業だと思っております。

そういった立場で、この中小企業憲章において、こうした中小企業をしっかりと位置づける、 そういう意味を持ったものとして位置づけ、必要な支援を行うという方向性を出す、そういう性 格のものだと認識しております。

○笠井委員 この憲章は、経営者、自営業者の粘り強い運動が政治を動かしたものであります。 同時に、憲章をつくって終わりでは意味がありません。今こそ、中小企業への支援を抜本的に 強化しなきゃいけない。とりわけ、リーマン・ショック後、仕事量が激減をして二年たってもい まだに回復していない。全国商工団体連合会の営業動向調査では、仕事が五割減が二○%、三割 減が三○%、その先の見通しが悪くなるが六○%にも達しています。中小企業家同友会全国協議 会でも同様の結果であります。

仕事が欲しいというのが中小業者の一番の声であります。今こそ、少な過ぎる中小企業予算を 抜本的に拡充して、中小企業の技術の開発、販路の開拓、後継者の育成など、立ち入った支援が 必要であります。そこで、経済産業大臣に伺いますが、仕事起こしとともに大事なのが資金繰り 対策であります。この間実施してきました景気対応緊急保証、これは中小業者に大変喜ばれてき たものでありますが、その実績、数字を端的にお答えください。

○大畠国務大臣 笠井議員の御質問にお答えを申し上げます。

御指摘のように、この緊急保証というのは、リーマン・ショック以降、地域の中小企業者には 大変有効な対策でありますし、また実績も大変上がっております。

例えば、実績を申し上げますと、平成二十年の十二月、これはリーマン・ショックの直後でありますが十三万七千二百九十四件、これは十二月の一カ月でありますけれども、これが金額では三兆一千億近くの金額が出ておりまして、大変有効だと思います。さらに、平成二十一年の十二月時点では、六万七千二百四十件、そして金額的には一兆円規模、こういうことでありまして、リーマン・ショックの直後は大変多くの方々から要求があったわけでありますが、去年の十二月時点ではおおよそ半分ぐらいになってきた、こういうことでは落ちついてきておりますが、やはり傾向から見ますと十二月に大変多くの要求があるという実態であります。

○笠井委員 この緊急保証があったおかげで助かったという方がたくさんおられます。例えば、 出版業は当初、指定業種ではなかったけれども追加指定された。保証が承諾された都内のある出 版社の社長は、これで何とか年を越せる、商売が続けられると喜んでおられました。

ところが、政府は、これを今年度限りで、来年三月末で打ち切るというわけでありますが、なぜ打ち切るんでしょうか。

○大畠国務大臣 この問題は、この予算委員会でもいろいろ論議をされました。

この景気対策の緊急保証というのは、今御指摘のあったような形で、大変使い勝手がいい。内容的には、委員も御存じだと思いますが、中小企業が返済できなくなった場合には、信用保証協会が中小企業にかわって債務全額を金融機関に弁済するという制度でありまして、リーマン・ショック以降、大変有効に使われてまいりました。一方で、全額保証ということで、貸し手である金融機関が全くリスクを負わないという制度でありまして、この結果、国民負担が増大するおそれもある、こういう弊害も指摘をされました。そういうことから、今回、これらの指摘を踏まえまして、来年三月までの期限切れを控え、単純延長は行わないということにさせていただきました。

ただし、年末年始はこの制度が使われるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この制度の一番の利用というのは十二月に集中しております。先ほども、二十年もそうでありますし、二十一年度もそうでございます。

したがって、三月末まで使われた以降、四月以降におきましてもどうするかということでありますが、中小企業の資金繰り支援というのが大変重要であることは事実でありますから、来年度以降においても、増加する中小企業の借りかえニーズにこたえるために、借りかえ保証の拡充、推進、二点目には、業況の悪化している中小企業向けのセーフティーネット保証や小口零細企業保証等における一〇〇%保証の継続、そして日本公庫による直接貸し付けの充実などを行ってまいりたい。そして、補正予算では五千六百億円を計上しまして、十五兆円規模の貸出枠というものを確保しまして、いずれにしても、年末年始の、年末、年度末の資金繰りには万全を期してまいりたいと考えております。

○笠井委員 いろいろ言われたんですが、打ち切る理由にならないと思うんですね。

例えば、金融機関がリスクを負わないからということを言われましたけれども、打ち切られて 困るのは中小企業の方であります。なぜ中小企業がそのしわ寄せを受けなきゃならないのかとい う問題がある。

それから、例えば、今言われた中で小口零細企業保証というふうにありましたけれども、これ は対象が限られていますね。

大臣に伺いますけれども、この小口零細企業保証というのは、どういう要件を満たさなければ いけませんか。要件だけ言ってください。

○大畠国務大臣 小口零細企業保証の要件でございますが、商業、サービス業の場合は従業員五人以下、それ以外の業種は従業員二十人以下の小規模企業者に対する融資でございまして、保証利用残高は千二百五十万円を限度に信用保証協会が全額保証を行う制度であります。

○笠井委員 今言われましたけれども、その要件から一人でも一円でも外れると一般保証になってしまうということであります。一般保証では、二○○七年十月に当時の自公政権が部分保証を導入して八割しか保証しないということになった。金融機関が二割のリスクを負うことから、保証承認額が急減してしまったわけであります。こうして零細業者の資金繰りの命綱である保証すら利用できなくなる状況が広がったというのが現実であります。

今回、緊急保証を打ち切ることは、資金繰りの命綱を丸ごと奪うことになってしまう。銀行の中小企業向け貸し出しというのは、三年連続減少であります。中小企業に必要な資金供給を行う責任を果たしていない。この銀行の姿勢を正すのが根本でありますけれども、少なくとも、一般保証に部分保証を導入した責任共有制度は凍結すべきだと言いたいと思うんです。

菅総理に伺いたいんですけれども、二○○九年度の第二次補正予算、これを編成したときに財 務大臣でおられました。あの補正予算では、緊急保証制度が昨年度末で切れようとするときに、 景気対応緊急保証として、一年延長して、対象業種も全業種に拡大をした。総理は、あのとき、 なぜそうした支援策を講じたのでしょうか。総理がとった政策です。

〇中井委員長 大畠経産大臣。(笠井委員「当時大臣じゃなかったでしょう、だって。総理の策ですよ」と呼ぶ)

○大畠国務大臣 いずれにいたしましても、先ほど御指摘を賜りましたけれども、さまざまな状況下において、この小口零細企業保証問題についても、リーマン・ショック以降の一年間においては十三万件の利用があったわけでありますけれども…… (笠井委員「聞いている話じゃないじゃないですか。なぜあのときそういう策をとったかと聞いているんですよ」と呼ぶ) 最終的には、状況を踏まえて、そのような対策をとらせていただいたところであります。

○笠井委員 菅大臣がおっしゃった財政演説、ここにありますけれども、あのときこう言われたんですよ。経済の現状は、持ち直してきているものの、自律性に乏しく、いまだに厳しい状況にある、雇用情勢の一層の悪化やデフレなどのリスクが存在して、経済が民需主導の力強い成長経路に回復するための基盤は依然として脆弱だと。だから、一年間延長して、そして全業種にするということで、あのときしておられた。

あれから十カ月たちましたよ。中小企業をめぐる情勢というのは、当時総理が述べられた現状 認識と変わって、この緊急保証を打ち切っても大丈夫、もうよくなったんだというふうに、改善 したというふうに思われますか。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 リーマン・ショック後の極めて受注が減った時期、私も大田区などに行って、 ある時期はもう八割減とか九割減といったことがあったという話も現場でお聞きしました。そう いう時期からすれば、現在、十分とは言えませんけれども、当時に比べれば、ある程度受注が戻 っている、業種によっては完全に回復しているところもあるというふうに聞いております。

そういった意味で、今、大畠大臣からも話しましたように、もう完全に大丈夫だから単にやめるというふうな趣旨ではなくて、それにかわって必要なフォローはしっかりするという前提の中で、まさにリーマン・ショック後の緊急的な状況の対応については、一応、ややそれよりは回復した中で、まだまだ問題があるという認識の中で対応の仕方を少し変えた、そのように私は理解しております。

○笠井委員 あの延長をしたのはリーマン・ショックから大分たってからですが、そのときに比べても、当時に比べてよくなっていると言われましたけれども、この今回の新成長戦略に向けたステップツーの文章を見ましても、そんなことは言っていないですよ。我が国経済、雇用の動向を見ると、三段構えのステップワン決定以降も回復力の弱さや先行きの下押しリスクを示す動きが続いていて、景気をめぐる環境の厳しさが増していると言っているんです、増していると。政府自身が一向に改善していないことを認めているじゃないですか。

とりわけ、今、中小企業は、慢性的なデフレの上に急激な円高が襲ってきて一層苦境に立たされているわけです。原油、原材料価格もじりじり上昇に転じています。都内のあるメッキ会社の社長は、銅が三百円から七百円に、ニッケルが千円から七千円に、金が千円から三千二百円に軒並み高騰していると言っているんです。仕事が減っている中で、高騰分を単価に上乗せなど到底できない、ここまで言っています。悲鳴を上げているんです。

こうした中で、とても緊急保証を打ち切れる状況にないというのは、もう明らかじゃないですか。ほかにいろいろと策をとっていると言うけれども、ついこの間、第二次補正のときに財務大臣だった総理が一年延長して全業種に広げた、それをやめるなんということは、どこにも理由が

ない。

しかも、この緊急保証を打ち切ればもう一つの弊害が懸念されます。

今度の補正予算では、借りかえ保証を拡充するとしています。これは我が党も再三要求してきたことでありますけれども、緊急保証の打ち切りでセーフティーネットの保証の対象が狭まると、一般保証で借りかえることになります。ところが、この一般保証は部分保証ですから、金融機関がうんと言わない可能性が出てくる。だから、結局、使い勝手が悪くなるわけであります。だから、緊急保証はやめるんじゃなくて継続すべきだ。これまで民主党政権がとってきた立場からいったって、ここでやめる理由がないじゃないか。

総理、深刻な経済情勢下の中小企業の苦難に、大田区のことを言われました、心を寄せるんだったら、ここで継続を決断、これこそ必要なんじゃないでしょうか。いかがですか、総理。

○大畠国務大臣 笠井委員の御意見も、私自身も思うところはあるわけでありますが、ただ、実績として、先ほども申し上げましたように、平成二十年のときには十三万件の利用者がございました。そして平成二十一年の十二月には六万七千件でございました。それが、一月には二万八千件、それから三月に、年度末ですが六万五千件、そして四月には三万件。それがずっと続きまして、十月には二万六千件。十一月に、まだ中間でありますが、いずれにしても、こういう形でこの利用者というのは徐々にでありますが下がってきているというのも実態でございます。

そういうことから、十二月、三月までこの制度が使えるわけでありますから、これを使った以降は、先ほど申し上げましたような形の制度に切りかえさせていただきたい、こういうことを申し上げたわけであります。

○笠井委員 大臣は、減っているとかという時期のところの数字をいろいろ挙げられますけれども、必要としている中小企業はたくさんあるわけですよ。しかも、時期時期によって違うということもお認めになっている。必要な制度だったら、継続するということになぜ踏み切れないのか。総理、本当にこれはちゃんとやるべきだと思うんです。

総理は、あなたの内閣で中小企業憲章を閣議決定しました。憲章では、中小企業は国家の財産ということで、その役割と重要性を述べています。行動指針でも、「中小企業向けの金融を円滑化する」と掲げているわけでありまして、そういう中で緊急保証の打ち切りというのは、全く逆行する。中小企業を日本経済の根幹にふさわしく本格的に支援する政治への転換を強く求めたいと思います。

ぜひこれは再検討してもらいたい。継続ということでやってもらいたい。総理、いかがですか。

- ○中井委員長 最後の質問ということです。
- ○菅内閣総理大臣 趣旨は、大変私も共感するところも多いわけです。同時に、今、大畠大臣が 現状を踏まえて考えていただいておりますが、委員の申されることも、私もいろいろ感ずるとこ ろもありますので、大畠大臣に来年度の予算に向けてさらに検討をお願いしたい、こう思います。
- ○笠井委員 最後に一問、就職難の問題で、この間の質問に関連して文科大臣に伺いますが、去る十月十三日の当委員会で取り上げた新卒者の就職難はますます深刻です。

文科省、厚労省の調査でも、来年卒業予定の大学生の就職内定率は、十月一日現在で、前年同月比四・九ポイント減の五七・六%で、調査を始めた一九九六年以降で最悪となった。対策は待ったなしだと思います。

新卒者の採用枠拡大とともに、過熱した就職活動を是正するための、大学、経済界、そして政府の三者による協議について提案いたしました。文科大臣もできるだけ早く開会したいと言われ

ましたけれども、直ちにやるべきだと思うんですが、いつやりますか。

○高木国務大臣 笠井委員にお答えいたします。

新卒者等の就職問題の厳しいのは、大学等の関係者から報告を受けております。私も、就任以来、この問題については経済団体あるいは大学とも面談をし、何とかその改善を求めて努力をしてまいりました。

新卒者をめぐるさまざまな雇用問題について、経済団体、そして大学関係者等の意見交換の場を、来週二十二日にも、関係省庁との連携をとりながら設定したいと思っております。

今後とも改善に向けて努力をしたいと思います。

○笠井委員 ぜひやってもらいたいと思います。

企業の自己責任に任せて事態が急速に悪化したという中で、やはり政府の役割は決定的、三者協議で必要なルールもきちっとつくって実効性を持たせる、これが政治の役割だということを強調して、質問を終わりたいと思います。